

低所得の子育て世帯の方へ

※令和6年度住民税均等割非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯の方

辰野町低所得世帯支援給付金

こども加算(児童1人あたり5万円)のご案内

物価高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯）である子育て家庭の生活を支援するため、低所得世帯支援給付金（こども加算分）を支給します。

給付金を受給するためには、申請方法等が異なるので、以下及び裏面（支給確認フローチャート）をご確認ください。

支給対象世帯 基準日:令和6年6月3日

以下の①～④のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 基準日時点で、辰野町に住民票がある。
- ② 令和6年度住民税非課税世帯（世帯全員が令和6年度分の住民税が課されていない世帯）又は令和6年度住民税均等割のみ課税世帯（世帯全員が令和6年度分の住民税所得割が課されていない世帯）である。
- ③ 世帯の中に、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている人がいない。
※別居の親・子等から扶養されている、単身赴任の課税者から扶養されている場合等
- ④ 世帯の中で、未申告の人がいない。
※令和6年度課税分の申告です。収入がない場合でも申告により収入がない申告が必要です。

対象児童

以下の①～③のいずれかに該当する児童が対象となります。

- ① 基準日において支給対象者と同一世帯となっている18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童
 - ② 令和6年6月4日以降に生まれた新生児
 - ③ 対象世帯とは別世帯だが扶養している18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童
- ※施設入所児童は、対象世帯から施設への住民票の異動の有無にかかわらず対象外となります。

支給額 児童1人あたり 5万円

申請方法

対象と思われる世帯には、町から関係書類を送付します。

※基準日以降に生まれた新生児がいる又は対象世帯とは別世帯だが扶養している児童は別途申請が必要となります。

- ・ 申請書（請求書）を送付します。ご記入のうえ、窓口に直接又は郵送でご提出ください。
- ・ 審査の上、支給要件を満たした場合、指定口座へ支給します。

提出期限 **令和6年10月31日(木)**

詳細や最新の情報は、辰野町ホームページでご確認ください。

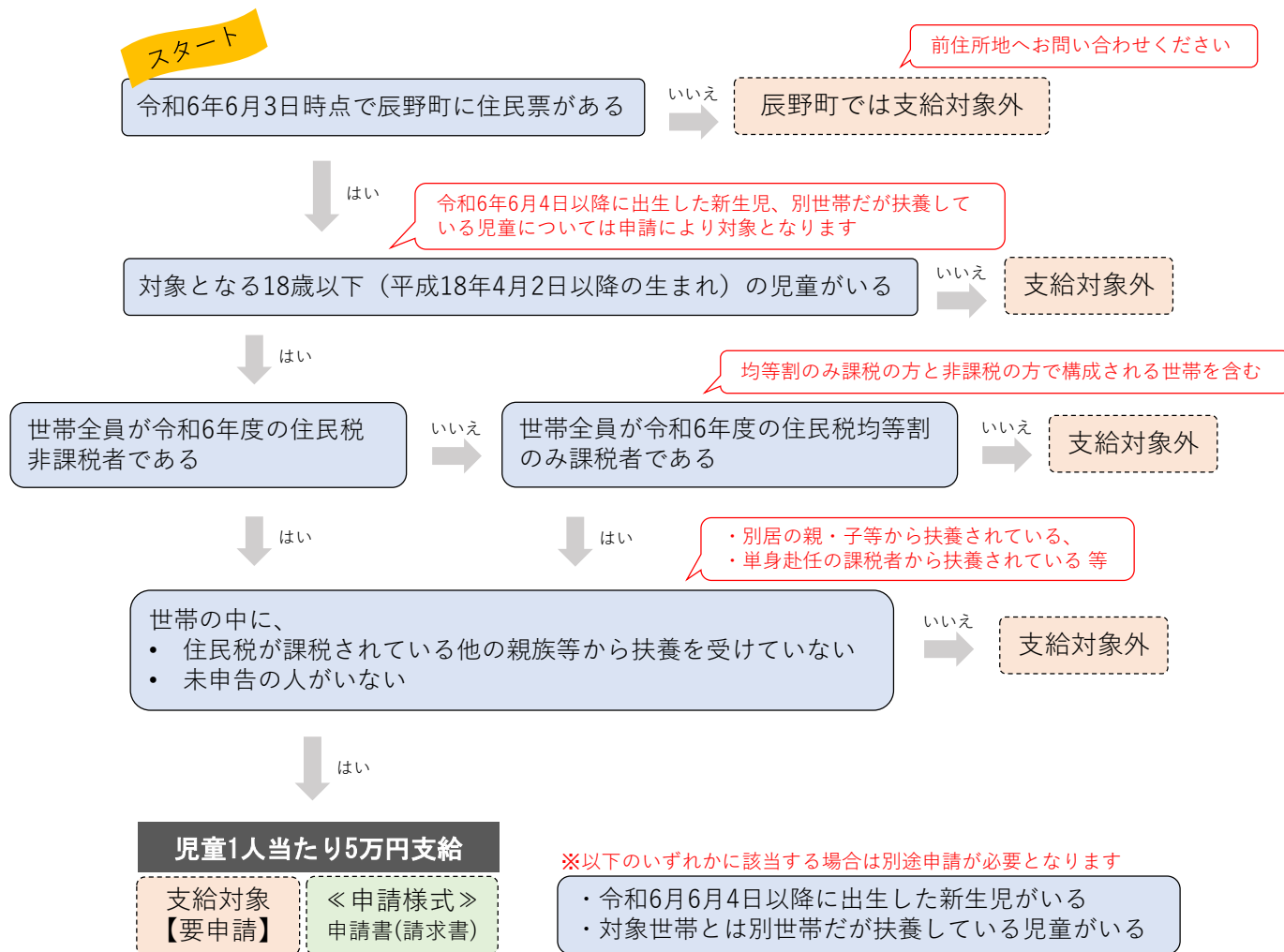
給付金案内ページはこちら▶



お問い合わせ

辰野町役場 子育て応援課 子育て政策係
〒399-0493 辰野町中央1番地
電話0266-41-1111（代表）内線2181

辰野町低所得世帯支援給付金（こども加算分） 支給確認フローチャート



注意事項等

- 未申告の場合は申告が必要です。収入がない場合でも申告により収入がない申告が必要です。申告は令和6年度課税分（令和5年1月～令和5年12月分の収入）です。
- 本給付金は、法律により差押禁止及び非課税所得になります。
- 本給付金の支給後、修正申告等により支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただきます。



給付金詐欺メールや不審サイトへの誘導にご注意ください！

- 内閣府より「給付金に関するお知らせ」などとする詐欺的メールが配信されているとの情報が寄せられています。
- 当該メールは「内閣府ホームページ」を送信元とし、マイナポータルを騙った偽サイトに誘導するものですが、内閣府ではそのようなメールは送信しておりません。
- また、辰野町においてもメールによる案内の配信は一切行いませんのでご注意ください。
- お心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりしないようご注意ください。